



労災ニュース19号

労災裁判 控訴審判決は敗訴！

2011年12月28日、約3年かかった裁判の控訴審判決が下りました。結果は敗訴。判決主文は次のとおりです。「1.原告の控訴を棄却する。 2.訴訟費用は控訴人の負担とする。」

今回駆けつけた傍聴者は55人。法廷の定員を超えた傍聴者に、裁判長から立ち見が認められ、全員で判決を見守りました。敗訴の判決に、内山さん本人はもちろん参加者の思いはいかばかりであったでしょうか。

§ § 報告会 § §

場所を移して行われた裁判後の報告会で、これまで支援する会をけん引してきた河合洋祐会長が逝去されたこと。河合氏の遺志を受け継ぎ、埼玉県聴覚障害者協会 理事長の小出真一郎氏が今後会長を務める旨の報告がありました。小出会長からは、「関東ろう連、全日本ろうあ連盟とのパイプをしっかり作り、この運動を支援していきたい」と挨拶がありました。



続いて、田門弁護士と斎藤ケースワーカーから判決の内容について説明がありました。

田門弁護士によれば、社会福祉協議会等（労災対象）と職業安定所等（公務災害対象）登録（ボランティア）の手話通訳3つを兼ねたことにより、内山さんは頸肩腕症候群を発症したこと。高等裁判所の判決では、これを認めたことは前進。しかし、そのうえで労災対象である社会福祉協議会等の業務に従事した時間は短く、登録手話通訳者としての作業が重いとされた。つまり、「内山さんは登録手話通訳者としての通訳活動により頸肩腕症候群を発症した」としたう

えで、登録手話通訳者は“自分からやりたくて行った通訳活動（＝ボランティア活動）”であるから労働災害とは認められない、依って、訴えを棄却するという内容になっている。登録による手話通訳活動もろう者の権利を守るための手話通訳活動に変わりはないのに、ボランティアとみている。

今回の裁判で分かったことは、登録手話通訳者が事業主と雇用契約を結ぶということも大切。過去に全日本ろうあ連盟は、再構築検討委員会の報告で、雇用契約の必要性について既に明記しており、今後はこの点が重要と話されました。そして、故河合氏が関わられた運転免許裁判にもふれ、裁判には敗訴したが補聴器を付けて免許を取ることが認められるようになった。今回の裁判も敗訴して残念だが、裁判を通して社会を変えることができる。今後は登録手話通訳者の雇用契約、労災特別加入などを視野に入れての取り組みが必要だと結びました。





斎藤ケースワーカーからは、登録手話通訳者の身分については、今回の裁判結果を厚生労働省に示すべきであるとしたうえで、今回の判決は誤りである。アスベストによる肺がんの労災認定では、アスベストに曝露した労働者が、より肺がんの危険因子であるたばこを吸っていたとしてもどちらも肺がんの原因だから労災と認めているという例を出しながら、今回の裁判もどの手話通訳活動も頸肩腕症候群の原因なのだから労災と認めるべきであると説明されました。

内山さんからは、この裁判で登録手話通訳者の問題点が明らかになった、課題に向き合って社会に訴えていく必要がある。ろう者の権利を守ることをボランティアに委ねていいのか、国が作った制度を担うのがボランティアでいいのか、と訴えがありました。そして、裁判の行われた3年間、様々な形で支援をいただいたことへのお礼が述べられました。



続いて、裁判を支援している全日本ろうあ連盟久松事務局長から裁判をがんばってきた内山さんへのねぎらいと、この裁判のことを全国に広めていく必要があり、今後の支援を約束すると力強い挨拶がありました。同じく支援団体である日本手話通訳士協会田中事務局長からも今後の取り組みを手話通訳士協会もともに行っていくとの発言がありました。

今後のことは改めてこの労災ニュースでお伝えしていきますが、判決までのご支援に感謝申し上げますとともに、今後も引き続きご支援をよろしくお願いいたします。



現在の募金額(1 / 1 8 現在)

1 , 8 9 2 , 8 7 4 円

「内山さん労災裁判を支援する会」～登録通訳者の身分保障のために～
【連絡先】さいたま市聴覚障害者協会事務局内

T / F 0 4 8 - 6 5 3 - 7 3 2 4

郵便振替 1 0 3 1 0 - 0 - 3 9 8 2 8 7 5 1 「内山さん労災裁判を支援する会」